

環 境 部

<u>環境の概況・沿革</u>	- 1
<u>環境保全対策</u>	- 5
<u>大気汚染監視システム</u>	- 8
<u>公害防止計画</u>	- 9
<u>健康の被害</u>	- 10
<u>地球温暖化対策</u>	- 12
<u>環境マネジメントシステム</u>	- 12
<u>環境教育</u>	- 13
<u>(財)国際環境技術移転研究センター</u> ...	- 14
<u>清掃事業の概況</u>	- 15
<u>ごみ処理事業</u>	- 16
<u>清掃施設</u>	- 18
<u>衛生事業の概況</u>	- 20
<u>し尿処理事業</u>	- 23
<u>朝明広域衛生組合</u>	- 25

環境の概況・沿革

石油化学コンビナートが本格的に操業を開始した直後の昭和 35 年頃から、硫黄酸化物による大気汚染、鉱物油分による水質汚濁等の公害を引き起こし、第 2 コンビナートが操業を開始した昭和 38 年頃からはますますその度を深め全国的に注目を集めることとなった。背景には、巨大な工場群が四日市港を中心とする臨海部とその周辺約 800 万㎡に立地し、急速に建設されたことにより地域の生活環境が著しく変化したこと、工場地帯と住宅地域が接近・混在していたこと、燃料消費量が非常に多かったこと、操業開始当初は生産設備の増強に追われ公害防除のための研究や配慮が十分でなかったこと等があげられる。このような環境問題を早急に解決すべく、昭和 38 年に実施された四日市地区大気汚染特別調査会(黒川調査団)による調査や昭和 41 年の水質保全本法が適用されるなど各種の規制・事業が行われた。さらに、昭和 46 年度からは、四日市地域における公害防止計画が承認され、総合的な施策を講じて対処するほか、全国に先駆け、昭和 47 年には硫黄酸化物にかかる総量規制、並びに昭和 49 年には化学的酸素要求量に係る総量規制を導入するなどの積極的な取り組みを展開してきた。

一方、昭和 42 年 9 月には磯津地区の住民の人がばい煙発生企業 6 社を相手に、いわゆる「四日市公害訴訟」を提訴した。昭和 47 年 7 月に原告が勝訴したこの裁判は、被害者救済にとどまらず、その後の公害行政に大きな影響を与えることになった。これら一連の措置が功を奏し、昭和 51 年度以降は、二酸化硫黄にかかる環境基準を達成するなど着実に環境改善がなされてきた(四日市公害の取り組みを紹介するため、ビデオ制作のほか四日市市環境学習センターに「公害資料館」を併設)。また、環境改善の過程で培われた貴重な技術等を(財)国際環境技術移転研究センター(ICETT)を通じて、海外に技術移転するなど、地球環境問題への積極的な対応を推し進めている。こうした姿勢に対し、本市は、平成 7 年 6 月国連環境計画(UNEP)よりグローバル 500 賞を受賞した。

しかしながら、今日の環境問題は、より質の高い生活水準を求める市民意識の高まりの中で、石油化学コンビナート工場に対する一層の改善要望のほか、自動車交通による大気汚染等、生活排水による水質汚濁、近隣騒音などの「都市生活型公害」、地球温暖化などの「地球環境問題」、およびゆとりや安らぎを得ることのできる清らかな水辺や豊かな緑の保全等、多様化・複雑化してきている。

こうした環境問題に適切に対処するため、平成 7 年には「四日市市環境基本条例」の施行、基本条例に基づく「第 1 期四日市市環境計画」(計画期間:平成 8~12 年度)の策定、市民・事業者・行政が一体となってより快適な環境をつくる新たな決意として「快適環境都市」宣言を行った。

また、市役所も一事業所として環境に影響を与えていることを認識し、できるだけ環境にやさしく負荷の少ない行政運営システムとするため、環境管理に関する国際規格 ISO14001 の認証を平成 12 年に取得するほか、平成 13 年には「第 2 期四日市市環境計画」(計画期間:平成 13~22 年度)を策定した。この計画は、新たな世紀における良好な環境の保全と創造をさらに進め、市民・事業者・行政の参画と協働を基本に、持続可能な社会づくりを目的としたものである。

また、今日のさまざまな環境問題を解決していくためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、大量生産・大量消費・大量廃棄や利便性を追及しがちなライフスタイルを変えていくことが必要である。そこで、市民一人一人が普段の生活を足元から見直し、環境に優しい暮らしをしていくことに率先して取り組むことができるよう、平成 16 年度には「四日市市環境計画 - 市民活動編」を、また平成 18 年度には「四日市市新エネルギービジョン」を策定した。平成 19 年度には、公害の経験を忘れず快適環境をめざす都市として、「地球のためのよっかいちエコプラン みんなで CO₂ ダイエット(四日市市地球温暖化対策地域推進計画)」を策定した。さらに、平成 12 年度から継続的改善を図りつつシステムの運用に努めてきた ISO については、継続的かつ有効な取組を進めるためには、より柔軟性のある EMS へ改善することが必要となってきたため、よりわかりやすく、効率的で発展性のあるシステムに移行することにより、環境施策の更なる向上を目指すこととし、四日市市環境マネジメントシステム(Yokkaichi City Environmental Management Systems = Y E S)を構築し、平成 20 年度から全庁を対象として運用を開始した。

今後とも、都市生活型公害対策、廃棄物対策、快適環境の創造、地球温暖化対策、自然環境の保全、資源の効率的・循環的利用、環境教育・学習の推進、公害健康被害補償対策等の各施策を着実に実施していく。

沿革

年 月	で き ご と
昭和30年 8月	海軍第二燃料廠跡地に昭和四日市石油株が進出決定
32年 7月	工業用水法による規制地域となる
" 34年 4月	第1コンビナート本格稼働開始
" 35年 8月	四日市市公害防止対策委員会発足
11月	PbO ₂ 法によるSO ₂ 測定、降下ばいじん測定開始
" 36年10月	午起埋立地完成(69万㎡)
" 37年 8月	四日市市住民健康調査実施(以後毎年実施)
12月	磯津町で自動測定器によるSO ₂ 測定開始(三重県)
" 38年 7月	三重県に『公害対策室』設置(大気汚染、水質汚濁の2係9人)
8月	四日市市衛生課に『公害対策係』を設置(39年5月衛生部公害対策課となる)
11月	四日市地区大気汚染特別調査会(黒川調査団)現地調査〔厚生・通産両省〕
11月	第2コンビナート本格稼働開始
" 39年 5月	四日市市と三重郡楠町がばい煙規制法の規制地域となる
6月	市内小学校、幼稚園に空気清浄機設置(189台)が設置される(42年まで)
6月	異臭魚の分布調査実施
" 40年 5月	四日市市単独による公害患者の救済を開始(医療費の無償化)
" 41年 3月	水質保本法による規制水域(四日市・鈴鹿水域)となる
11月	テレメーター方式による大気汚染の常時監視開始(三重県)
11月	平和町集団移転
" 42年 7月	「三重県公害防止条例」制定
9月	四日市公害訴訟提訴
12月	雨池町集団移転
" 44年 3月	四日市市が「騒音規制法」による指定地域となる
12月	「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」が公布され四日市市が指定地域となる(45年2月給付開始)
" 45年 4月	霞ヶ浦埋立地完成(127万㎡)
12月	「四日市地域に係る公害防止計画」(第一期)について内閣総理大臣の承認を得る(46年4月事業開始、見直し改定による52年度まで延長)
" 46年10月	四日市市が「大気汚染防止法」に基づく政令市となる
10月	「三重県公害防止条例」(42年制定)廃止、新条例制定(硫黄酸化物の総量規制を加える、47年4月1日施行)
" 47年 1月	三重県条例による上乘せ基準を制定(大気、水質)
2月	第3コンビナート本格稼働
7月	四日市公害損害賠償請求事件判決(24日)
" 48年 2月	「悪臭防止法」に基づく地域指定及び規制基準を設定(三重県)
3月	主要26工場の煙源テレメーターによるばい煙排出状況の常時監視開始
9月	四日市公害対策協力財団設立
" 49年 6月	四日市港の堆積汚泥浚渫事業を開始(53年完了)
9月	「三重県公害防止条例」改正(窒素酸化物およびCODの総量規制を加える、10月1日施行)
" 50年11月	第1回成人転地療養事業を実施
" 51年 9月	悪臭防止法3物質追加、振動規正法の地域指定(53年1月1日施行)
" 52年 3月	市内全測定局において二酸化硫黄にかかる環境基準達成
" 53年 3月	四日市公害対策協力財団解散
4月	第2期四日市地域公害防止計画(昭和53～57年度)事業開始
4月	四日市市立納屋小学校で自動車排出ガス測定開始

年 月	で き ご と
昭和53年 6月	「水質汚濁防止法」の改正により水質総量規制制度導入
7月	「二酸化窒素にかかる環境基準」改定
〃 54年 3月	三重県公害対策審議会より、二酸化窒素の行政目標年平均 0.02ppm 以下が妥当と答申
3月	四日市市立公害健康被害者みたき保養所竣工
6月	伊勢湾総量規制施行
9月	窒素酸化物にかかる総量規制見直し(県条例規制改正)
〃 56年 3月	四日市市独自による公害患者の救済終了
6月	第1回成人日帰りリハビリテーション事業」を実施(以後毎年実施)
12月	「三重公害防止条例」改正(深夜営業騒音の規制、4月1日施行)
〃 58年 4月	第3期四日市地域公害防止計画(昭和58年度～62年度)事業開始
〃 59年 9月	国道23号(1.17km)が「幹線道路の沿道整備に関する法律」の適用を受ける
〃 60年 7月	「智積養水」が環境庁の名水百選に認定される
〃 62年 9月	「公害健康被害補償法」一部改正(63年3月1日施行)
11月	「公害健康被害補償法施行令」改正(第1種地域の指定解除等、63年3月1日施行)
12月	環境庁から「星空の街」に選定される
〃 63年 4月	公害対策課を『環境保全課』に改組(公園緑地課所管の自然保護業務を移管)
4月	四日市市公害対策審議会、四日市市自然環境保全対策協議会を再編し、四日市市環境保全審議会を設置
4月	第4期四日市市公害防止計画(昭和63年～平成2年度)事業開始
4月	合併処理浄化槽設置整備事業に伴う補助事業を開始(四日市市)
平成 元年 3月	「ゴルフ場の維持・管理に関する指導要綱」施行(三重県)
〃 元年 12月	「大気汚染防止法」一部改正(特定粉じんとして石綿を指定)
〃 2年 9月	「水質汚濁防止法」の一部改正(生活排水対策の推進)
10月	四日市市地区広域市町村圏環境保全審議会発足
〃 3年 3月	市内既設ゴルフ場3社と環境保全協定を締結
4月	第5期四日市地域公害防止計画(平成3年度～7年度)」承認される
7月	水質汚濁防止法の規定に基づく化学的酸素要求量にかかる総量規制基準(第3時総量規制)施行(三重県)
〃 3年 9月	公害パトロール車として、電気自動車1台を導入
〃 4年 4月	四日市市が「水質汚濁防止法」に基づく政令市となる
	「四日市市低公害車普及助成制度」発足(電気自動車の購入費助成)
〃 5年 2月	窒素酸化物に係る総量規制の見直し(県条例規則改正)
3月	「四日市市特定事業の適正開発に関する要綱」施行
11月	「環境基本法」制定施行(公害対策基本法廃止)
〃 6年 3月	「よっかいちの自然 第1集『里山の林』」を刊行(平成9年3月 第4集 まで、年1回発刊)
	四日市市地域開発環境配慮指針策定
〃 7年 3月	「四日市市環境基本条例」制定(7年4月施行)
3月	第1期「四日市市環境計画」策定
6月	国連環境計画より四日市市が「グローバル500賞」を受賞
9月	四日市市が「快適環境都市」を宣言
〃 8年 2月	生活排水対策重点地域に指定される(四日市市、菰野町)
4月	第6期四日市地域公害防止計画(平成8年度～12年度)事業開始
5月	「大気汚染防止法」の一部改正(ダイオキシン類が指定)
6月	市立博物館にて「公害の歴史展」を開催
8月	本町プラザに四日市市環境学習センターを開設

年 月	で き ご と
平成 8年 9月	伊勢湾総量規制施行（第4次総量規制）
〃 9年 6月	環境影響評価法公布（平成11年6月12日施行）
8月	大気汚染防止法の一部改正（ダイオキシン類が指定）
10月	四日市市制施行100周年記念事業「地球市民四日市環境フォーラム」及び「ふれあい地球体感広場エコトピアよっかいち」を開催
〃 10年 4月	環境保健健康審査・相談事業開始
12月	三重県環境影響評価条例公布（平成11年6月12日施行）
12月	地球温暖化対策の推進を図る法律施行（平成11年6月12日施行）
〃 11年 4月	「騒音に係る環境基準」改定（測定方法の改定）
4月	公害保健事業の水泳訓練事業と親子健康教室（音楽訓練）を中止し、健康増進センターを利用する福祉事業を開始
8月	環境マネジメントシステム運用開始
〃 12年 1月	ダイオキシン類対策特別措置法施行
2月	ISO14001の認証を取得（平成12年2月18日）
11月	特例市への移行に伴い騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に関する権限が県から移譲
〃 13年 3月	「三重県公害防止条例」を「三重県生活環境の保全に関する条例」として改正し、公布、施行（一部平成13年10月10日施行）
	悪臭防止法に基づく規制地域を都市計画区域全域に拡大（平成13年12月1日施行）
7月	第7期四日市地域公害防止計画（平成13～17年度）承認される
7月	第2期四日市市環境計画策定
〃 13年 12月	自動車NOx・PM法に基づく対策地域に指定
〃 14年 10月	自動車NOx・PM法に基づく車種規制が開始
〃 15年 2月	土壌汚染対策法施行
3月	四日市公害を語るビデオ第1巻（公害被害者編）製作
4月	四日市公害を語るビデオ第2巻（学識経験者編）製作
〃 16年 3月	四日市公害を語るビデオ第3巻（市民運動編）製作
6月	四日市市環境計画市民活動編策定
10月	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」施行
〃 17年 1月	四日市市環境学習センターに「四日市公害資料室」開設
2月	「京都議定書」発効
3月	「四日市地球温暖化対策地域協議会」設立、パークアンドバスライドの社会実験を開始
4月	「京都議定書目標達成計画」制定
5月	四日市公害を語るビデオ第4巻（企業の取り組み編）・第5巻（行政の取り組み編）・第6巻（総集編）製作
〃 18年 4月	エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）改正
9月	パークアンドバスライドの社会実験を終了
〃 19年 2月	四日市市新エネルギービジョンを策定
9月	第8期四日市地域公害防止計画（平成18～22年度）策定される
〃 20年 3月	四日市市地球温暖化対策地域推進計画を策定
4月	四日市市環境マネジメントシステム（YES）運用開始
	四日市市が保健所政令市に移行
8月	四日市市施行111周年記念事業「姉妹都市・友好都市による中学生環境サミット」開催
12月	四日市市環境フォーラム シンポジウムと展示&交流会 開催

環境保全対策

大気汚染

昭和 35 年頃から、石油化学コンビナートの稼働に伴い、塩浜地区を中心に大気汚染公害が発生した。これに対する規制措置として、昭和 39 年、四日市市は「ばい煙の規制等に関する法律」による指定地域となり、硫黄酸化物の濃度規制による排出基準が適用され、昭和 43 年には「大気汚染防止法」による拡散希釈効果を考慮した K 値規則が行われた。

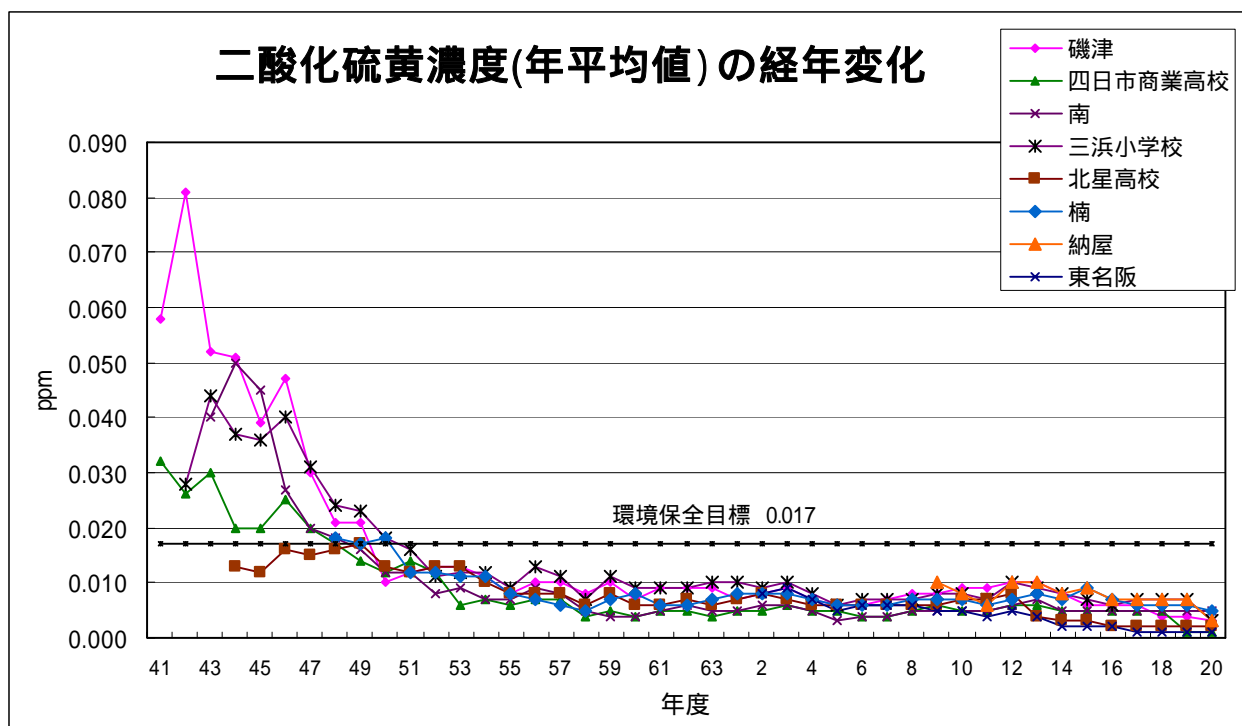
さらに、昭和 47 年 4 月から県条例によって硫黄酸化物にかかる総量規制を実施、環境目標濃度を 0.017ppm として逐次規制の強化を図ってきた。

これら一連の規制措置により、低硫黄重油、副生ガス等良質燃料の使用、排煙脱硫装置の設置などの対策が講じられた。その結果、昭和 51 年度には二酸化硫黄にかかる環境基準を市内全域測定局で達成するに至り、以後良好な状態を継続している。

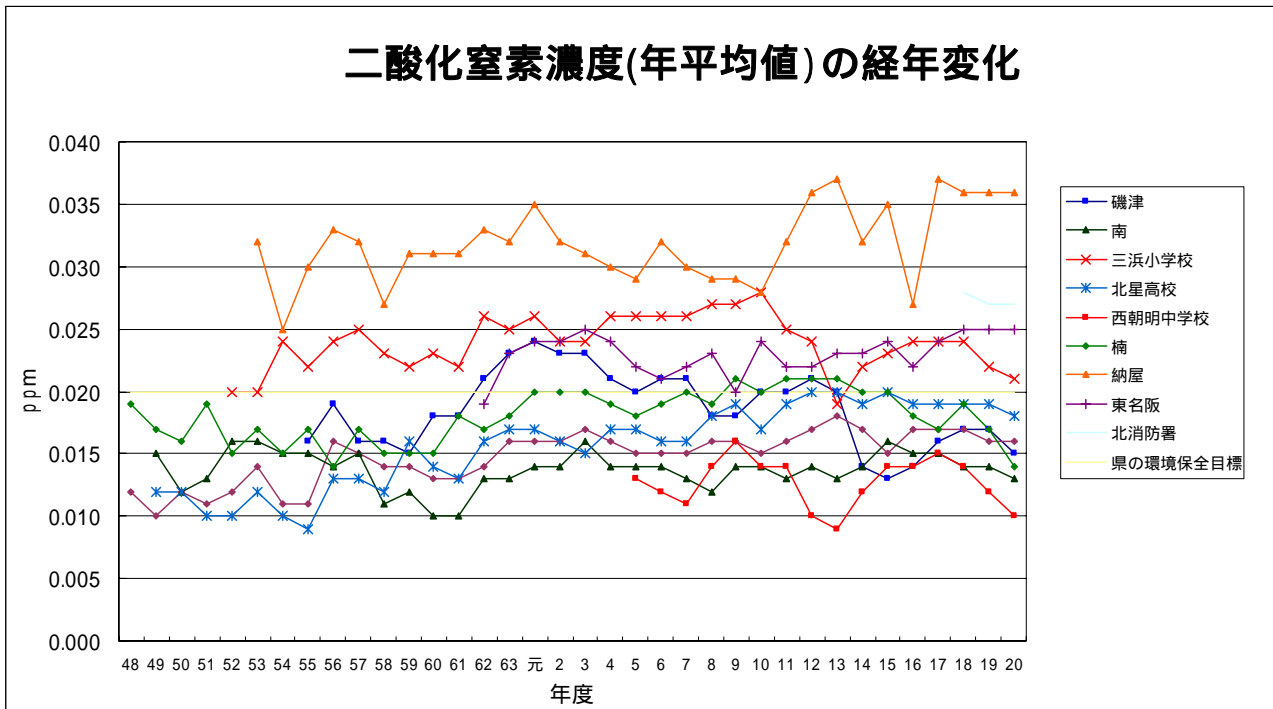
窒素酸化物も昭和 49 年 10 月から三重県公害防止条例で総量規制を行うなど、積極的な対策を進めてきている。しかしながら産業活動の活発化や自動車交通量の増大など環境悪化要因もあるため、総量規制の強化を図るとともに、移動発生源の対策として、平成 14 年 10 月より自動車 NOx・PM 法に基づく車種規制が開始され、粒子状物質については一定の効果が認められるものの、二酸化窒素については一部測定局では環境基準未達成で、今後より総合的対応が求められている。

年度別推移

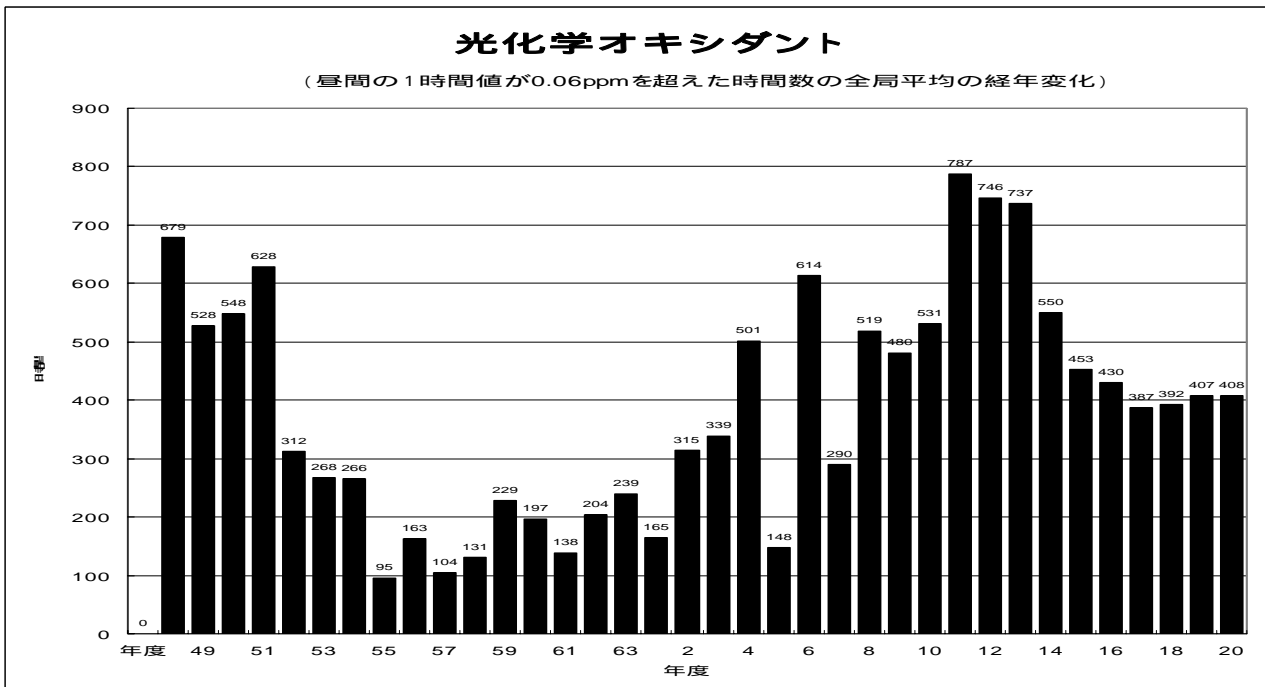
(1) 二酸化硫黄（年間平均濃度）



(2) 二酸化窒素（年平均濃度）



(3) 光化学オキシダント（昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数）



水質汚濁

本市の地先海域は特定重要港湾に指定されている四日市港の港湾区域に包含されているが、古くより操業している紡績、食用油、石油、その他の工場排水及び都市下水による汚染が進み、その水域に漁業権を持つ漁業者の間に昭和 28 年頃漁業転換対策が検討されるようになった。その後、臨海部の石油化学コンビナートが拡大されるにつれて、海水の汚染も深刻化し、昭和 35 年には異臭魚が漁獲されるようになり、その実態と原因が国をはじめとする専門機関で調査された。その結果四日市港を中心に北へ 6 km、北東へ 11km、南東へ 7 km、南へ 15km の海域に異臭魚が分布し、着臭原因物質は脂

肪族飽和炭化水素の数種を主成分とする混合物で魚類のえらを通じて魚体内に進入することなどが解明された。昭和 41 年に水質保全法及び工場排水規制等により水域指定ならびに水質基準の設定がなされ、その後水質汚濁防止法、三重県公害防止条例により工場等に対する排水規制を強化する一方、水質汚濁状況の監視を県・市・四日市港管理組合が協力して実施している。また、四日市鈴鹿地先海域の水質汚濁の抜本的改善を図るため、県条例により昭和 49 年 10 月から COD 総量規制が実施された。昭和 54 年 6 月から水質汚濁防止法による伊勢湾総量規制に移行し、平成 8 年 9 月より第 4 次総量規制基準が施行された。また、平成 5 年 3 月より環境基準の健康項目が追加され、同年 10 月からは窒素及びリンの環境基準と排水基準が施行された。さらに、平成 13 年に策定された第 5 次総量規制では、新たに窒素・リンも規制対象として追加された。

一方、河川の汚濁は、主要工場における排水処理装置の設置、公共下水道の整備等を公害防止計画に基づき進めてきた結果、着実に改善され、特に塩浜コンビナート付近を流れる天白川水系の河川には、県条例による上乘せ規制を昭和 49 年 3 月から実施し、水質浄化に努めた結果大きく改善された。

土壌汚染

全国的に顕在化する土壌汚染の増加等を背景として、土壌汚染を把握し、健康被害の防止に関する措置を促すため、平成 15 年 2 月、土壌汚染対策法が施行された。

本市としても、同法の主旨を踏まえ、今後、必要な指導、啓発に取り組んでいく。

また、平成 16 年 10 月には、三重県生活環境の保全に関する条例の一部が改正され、土地の形質変更時の調査等が追加された。

悪臭

悪臭規制は三重県公害防止条例に基づくアセトアルデヒドに始まり、現在は悪臭防止法によってアンモニアをはじめとする 22 物質について行われている。この間、工場などにおける悪臭防除施設設置等の対策が進められた結果、悪臭公害は改善されてきたが、苦情件数については、近年、増えてきている傾向にある。法規制以外の物質による臭気や低濃度の複合臭の問題があり、対応の難しい面があるが監視測定体制を充実するとともに環境パトロールや工場への立入調査の実施により、施設の改善等の指導を行っている。

騒音・振動

騒音・振動苦情は、中小企業を発生源とするものが多いが、これらは工場、商店、住宅等が雑居するいわゆる住工混在で比較的立地条件も悪いうえ操業時間も長く、その対策に必要な敷地・資金面での規約があり問題を解決するには困難がある。

また、音響機器、クーラー等の近隣騒音や国道 23 号をはじめとする大型車の通行の多い道路沿線での騒音・振動など都市型公害が増加してきているのが最近の特徴である。

このため、騒音規制法や三重県生活環境の保全に関する条例による規制基準を遵守させるべく、施設届出時の事前指導や環境騒音、道路交通騒音・振動の環境調査を行い、関係部局と連携を保ちながら対策を進めている。

公害防止協定

昭和 43 年以降、住民の生活環境を保全しきめの細かい公害防止対策を推し進めるため、石油化学コンビナートを中心に各企業と順次公災害防止協定を締結してきた。また、昭和 50 年には石油化学コンビナート等災害防止法が制定されたのを機に災害関係を切り離し、公害防止協定として締結しなおし、これまで四日市市の環境改善に一定の効果をあげてきた。

締結後相当期間が経過したことから、平成 20 年 11 月公害防止協定の見直しについて四日市市環境保全審議会へ諮問し、審議を重ねた。

大気汚染監視システム

環境監視システム

一般環境監視局は市内 7 カ所、自動車排出ガス監視局は市内 3 カ所に設置し、測定データはパーソナルコンピューターを利用したテレメーターシステムで、市の中央監視局に送信される。

中央監視局は、送信されたデータをデータ処理装置で処理し、その結果をデータ表示するとともに月報年報等の作成を行う。

また、四日市市のホームページ「かんきょう四日市」により、データの情報提供を行っている。

大気汚染状況常時監視測定及び機器整備状況

測定局	設置年度	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	窒素酸化物	オキシダント	炭化水素	風向風速	テレメーター
1.磯津	S38							
2.四日市商業高校	S47							
3.南	S43							
4.三浜小学校	S41							
5.北星高校	S46							
6.西朝明中学校	H 5							
7.楠	H17	○	○	○	○	○	○	○
8.納屋	S52							
9.東名阪	S61							
10.北消防署	H17							
合計		8	10	10	6	6	10	10

(注) ○は自動車排出ガス測定局

公害防止計画

本市では昭和 30 年代前半から石油化学工業を中心とした各種産業の急速な発展により、大気汚染、水質汚濁等の各種公害の発生が顕著となった。

このため、本市、朝日町、川越町及び楠町の 1 市 3 町を四日市地域として、公害対策基本法第 19 条(環境基本法第 17 条)の規定により、公害防止計画(第 1 期：昭和 46～52 年度 第 2 期：昭和 53～57 年度 第 3 期：昭和 58～62 年度 第 4 期：昭和 63～平成 2 年度 第 5 期：平成 3～7 年度 第 6 期：平成 8～12 年度 第 7 期：平成 13～17 年度)が策定され、公害の防止に関する諸施策が官民一体となり推進されてきた。その結果、本市を含めた当地域の環境はかなり改善されてきているものの、主要幹線道路沿道における大気汚染、道路交通騒音、伊勢湾の水質汚濁等環境基準を超過している。平成 18 年度からは、対象地域を四日市市のみとする第 8 期公害防止計画(平成 18～22 年度)を策定した。平成 20 年度は公共下水道の拡充整備、都市公園の整備、バイパスの整備、合併処理浄化槽設置助成事業、監視測定機器整備、公害保健対策としての公害保健福祉予防事業の実施等に努めた。

四日市地域公害防止計画事業費一覧表

(単位：百万円)

期 間	事業主体	計画事業費	実施額	進捗率(%)
第 1 次 昭和 46 年度 ～ 昭和 52 年度	公 共 〔四日市市〕	60,904 〔32,412〕	52,614 〔27,737〕	86.4 〔85.6〕
	企 業	114,861	103,900	90.5
合 計		175,765	156,514	89.0
第 2 次 昭和 53 年度 ～ 昭和 57 年度	公 共 〔四日市市〕	57,804 〔24,445〕	21,269 〔24,229〕	54.1 〔99.1〕
	企 業	20,448	17,330	84.8
合 計		78,252	48,599	62.1
第 3 次 昭和 58 年度 ～ 昭和 62 年度	公 共 〔四日市市〕	35,198 〔15,874〕	31,062 〔13,735〕	86.2 〔86.5〕
	企 業	17,107	15,880	92.8
合 計		52,305	46,942	89.7
第 4 次 昭和 63 年度 ～ 平成 2 年度	公 共 〔四日市市〕	35,515 〔12,135〕	33,577 〔13,740〕	94.6 〔113.2〕
	企 業	39,560	47,634	120.4
合 計		75,074	81,211	108.2
第 5 次 平成 3 年度 ～ 平成 7 年度	公 共 〔四日市市〕	99,558 〔35,807〕	127,156 〔51,229〕	127.7 〔143.3〕
	企 業	32,336	64,853	200.6
合 計		131,894	198,421	150.4
第 6 次 平成 8 年度 ～ 平成 12 年度	公 共 〔四日市市〕	195,515 〔126,632〕	146,993 〔76,303〕	75.1 〔60.3〕
	企 業	42,217	64,531	152.8
合 計		237,732	211,394	88.9
第 7 次 平成 13 年度 ～ 平成 17 年度	公 共 〔四日市市〕	82,527 〔23,628〕	81,779 〔34,654〕	99.1 〔146.7〕
	企 業	16,476	44,340	269.1
合 計		99,003	126,119	127.4
第 8 次 平成 18 年度 ～ 平成 22 年度	公 共 〔四日市市〕	86,997 〔39,635〕	41,930 〔16,739〕	48.2% 〔42.2%〕
	企 業	13,962	29,985	214.8%
合 計		100,939	71,915	71.2%

() 四日市市分は再掲。

健康の被害

いわゆる「四日市ぜんそく」と呼ばれる呼吸器疾患が、昭和 35 年頃から塩浜地区等の住民の間で訴えられるようになり、大気汚染の健康に及ぼす影響に関する調査が、県・市及び関係各機関で並行して始められた。

昭和 39 年には厚生省においても、疫学的な立場からの調査が行われ、市ではそれらを基礎に三重県立大学医学部附属塩浜病院、四日市医師会の協力を得て、昭和 40 年 5 月、全国に先がけて大気汚染関係疾患の認定及び医療措置（自己負担分の市費負担）を開始した。その後、昭和 45 年 2 月には「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」が制定され、指定地域における大気汚染関係疾患に対して、医療費、医療手当等の支給が行われるようになった。

さらに四日市公害裁判の判決を契機として、昭和 48 年 9 月、四日市公害対策協力財団（昭和 53 年 3 月末日解散）が企業の寄附行為に基づき設立され、公害患者に生活安定費の支給を開始した。翌昭和 49 年 9 月からは「公害健康被害補償法」が施行され、療養費、障害補償費、遺族補償一時金などの支給が行われるようになり、患者の救済が一層充実された。また、同補償法には、公害健康被害者の健康回復を目的とした公害保健福祉事業が設けられ、本市でも、転地療養、リハビリテーション、家庭療養指導等を行っている。

昭和 63 年 3 月 1 日「公害健康被害の補償等に関する法律」が施行され、同日以降は法に基づく新規認定の申請はできなくなった。しかし、すでに認定されている人々に対する補償・救済は従前どおり実施している。

救済制度

救済制度	市単独	特別措置法	公害健康被害補償法	公害健康被害の補償等に関する法律
期 間	昭 40.5 ~ 45.1	昭 45.2 ~ 49.8	昭 49.9 ~ 63.2	昭 63.2 ~ 平 21.3
発足時認定患者数		464 (24)	1,056 (14)	881
申請者延人数	786	1 1,246 (34)	3 1,738	
認定者延人数	732	2 1,173 (34)	4 1,634 (14)	5 81
死 亡	31	71 (1)	352	422
取 消 等	237	46 (19)	401 (14)	64
移行時認定患者数	464	1,056 (14)	881	6 476

(注) () 内数字は市単独認定患者内数

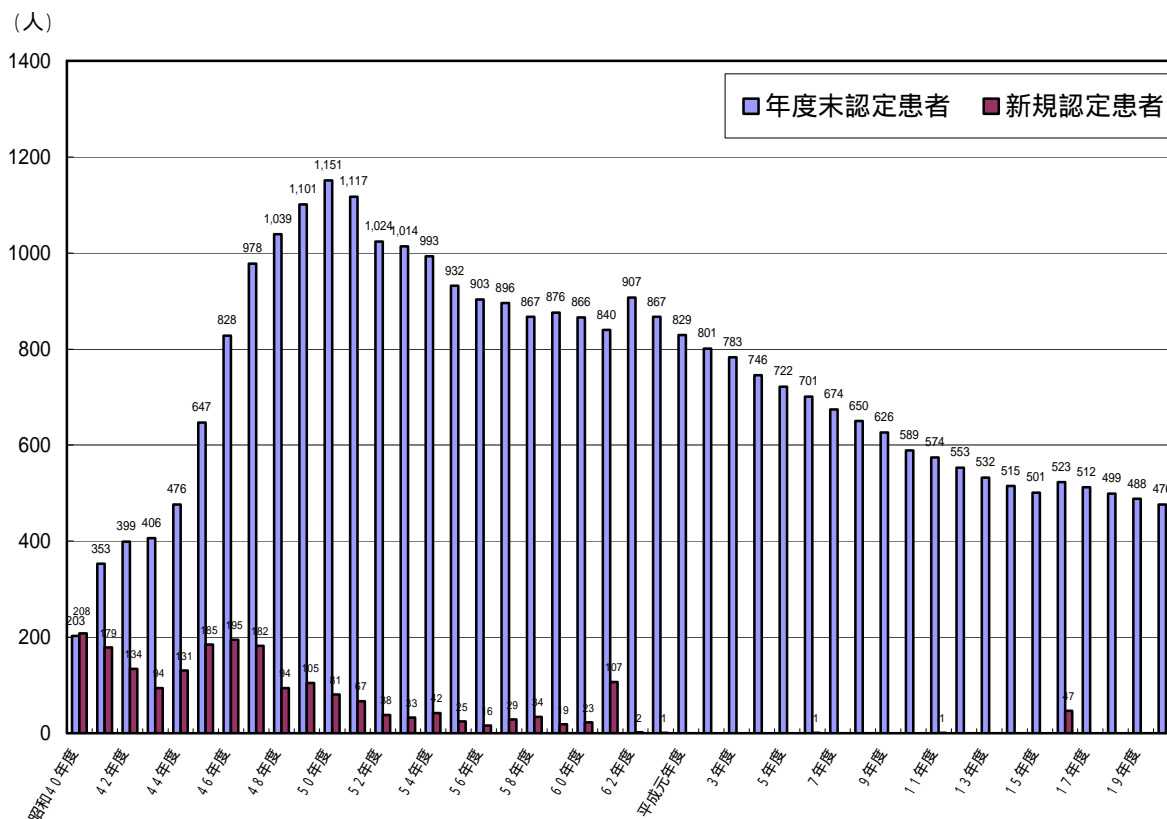
1 ~ 4 は制度移行時の認定患者数を含む

5 は旧法に基づく申請によるもの(旧楠町分含む)

6 は平成 21 年 3 月末の患者数

年度末被認定者数の推移

公害認定患者の推移



法律に基づく医療費等の給付状況 (平成 20 年度支給額)

区分	件数	支給額(千円)	備考
療養の給付	7,436	218,591	平成 20 年 3 月 ~ 21 年 2 月分
療養の手当	3,903	90,526	
児童補償手当	-	-	平成 20 年 2 月 ~ 21 年 1 月分
障害補償費	4,960	344,927	
遺族補償費	173	28,433	
遺族補償一時金	3	10,616	平成 20 年 4 月 ~ 21 年 3 月分
葬祭料	6	2,826	

被認定者の障害程度区分(各年度 3 月末日現在)被認定者の障害の程度は毎年 1 回検査を受け、決定する。

区分	1. 15 歳以上						2. 15 歳未満					
	15	16	17	18	19	20	13	14	15	16	17	18
特級	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1 級					1	1						
2 級	27	30	35	34	32	33						
3 級	444	455	438	431	421	405						
等級外	30	38	39	34	34	37						
合計	501	523	512	499	488	476						

地球温暖化対策

四日市市地球温暖化対策地域推進計画

公害の経験を忘れず快適環境をめざす都市として、「地球のためのよっかいちエコプラン みんなでCO₂ ダイエット（四日市市地球温暖化対策地域推進計画）」を策定し、四日市からはじめる持続可能な社会づくりに取り組む姿勢を示した。

新エネルギービジョン

市内のエネルギー使用実態や新エネルギー導入可能性の調査結果等を基に「四日市市新エネルギービジョン」を策定し、市民・事業者・行政がそれぞれ地球温暖化対策に取り組む際の方策等を示した。

家庭用新エネルギー普及支援事業費

住宅に太陽光発電システムを設置しようとする人向けの補助制度を、平成12年から実施している。。平成19年度からは補助対象件数は60件。

年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
補助件数	23件	29件	27件	28件	30件	59件	60件
補助kW数	80.00kW	100.00kW	99.52kW	100.00kW	104.282kW	204.35kW	240.89kW
補助金額 (上限)	8万円/kW (4kW)	4万円/kW (4kW)	3万円/kW (4kW)	3万円/kW (4kW)	11万円/件 併設加算有	11万円/件 併設加算有	11万円/件 併設加算有

環境マネジメントシステム

四日市市環境マネジメントシステム（YES）

平成20年度より、四日市市独自の環境マネジメントシステムの運用を開始

- (1) 運用開始日 平成20年4月1日
- (2) 適用範囲 市職員がほぼ常駐している施設および市の公有財産のうち施設管理を市が直接行っている、または業務委託・指定管理者等により管理運営している施設

本市施設からの温室効果ガス（CO₂）排出量の推移

単位:トン

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
排出量	47,258	42,190	44,298	39,194	38,921	42,722	40,797	41,842	40,194	45,265	51,015
割合 (%)	100.0	89.3	93.7	82.9	82.4	90.4	86.3	87.5	85.1	95.8	107.9

地球温暖化対策は長期に渉る取り組みが必要であり、また大きく変動しつつある社会情勢に対応しつつ継続的かつ有効な取組を進めるためには、国際規格であるISO14001に基づくシステムを、より柔軟性のあるEMSへ改善することが必要となってきたため、環境施策の更なる向上を目指し、四日市市環境マネジメントシステム（Yokkaichi Environmental Management Systems = YES）を構築し、全庁を対象として運用を開始した。

環境教育

市民一人ひとりの環境意識を高め、環境に配慮した行動がとれるよう、環境学習ができる拠点施設として平成8年8月に「環境学習センター」を開設した。

当センターでは、環境をテーマに集めた図書コーナーをはじめ、各種の展示コーナー、パソコンによる環境学習情報コーナーを備えるとともに「かんきょう探検」、「動く自然教室」、「四日市の身近な自然調べ」、「エコ工作体験教室」、「夏休みの自由研究相談室」などの普及啓発事業の実施、環境情報誌「エコステージ」、「よんかんニュース」の発行、地域などにおいて環境活動に取り組むリーダーの育成を図る「環境リーダー養成講座（基礎編・応用編・教員編・フォローアップ編）」の開催、「こどもエコクラブ」の交流支援など、多種多様な環境学習の機会を提供している。

また、平成17年1月には、当センターの一部を利用して、四日市公害の貴重な資料の保存と学習ができるように「四日市公害資料室」を開設した。公害の発生から公害裁判を経て、環境に配慮した街づくりを目指すまでをパネルで順を追って紹介しているほか、当時の公害測定機器の展示、映像コーナーの設置、また公害に関する図書、資料の充実を図り広く閲覧できるようになっている。

【四日市市環境学習センター】

キャッチフレーズ 「環境のタネがあるところ」

場所 本町9 - 8 本町プラザ4階

開館時間 午前9時～午後5時（日・月曜日と祝日、年末年始は休館）

主な施設 展示コーナー ...パネルのほか、自然素材や不用品で作った工作などを展示
図書コーナー ...環境問題や環境学習に関する図書・雑誌約2,000冊の閲覧・貸出
パソコン情報コーナー

...四日市市の環境情報を見たり、環境問題や自然に関するソフトを使って楽しく学習できる

ビデオコーナー ...環境問題や自然に関するビデオの視聴・貸出

環境学習室 ...各種研修会、講座などが開催できる

環境実習室 ...紙すきや廃油せっけんづくりなどの実験ができる

公害資料室 ...パネルや大気汚染測定機器などの展示や公害資料と図書の閲覧

映像コーナー ...四日市公害の証言ビデオ他をゆったりと視聴できる

(財)国際環境技術移転研究センター

本市の大気汚染等の環境問題に対する取組みにより集積している環境保全技術を活用して、研修・研究開発等を実施し、発展途上国等諸外国へ技術移転を行うための機関として、平成2年3月に三重県及び四日市市の出捐により、環境技術移転センターが設立された。その後、通産省及び中部産業界等の支援を得て、平成3年2月に通産省(現:経済産業省)所管の国際環境技術移転研究センター(略称 ICETT)として衣替えした。平成4年10月に四日市市桜町の鈴鹿山麓研究学園都市内に施設が完成し、同11月より当地において地球環境保全に資する産業技術の移転を通して、地球環境問題の解決に貢献するための我が国の拠点として、積極的に事業を展開している。

また、平成15年10月1日から、国際エネルギー機関(IEA)の実施協定として活動を行う多国間の取組みであり、気候や環境にやさしい技術の開発・普及・実施を促進するためのCTI事務局がICETTに設置され、幅広く活動を行っている。

財団法人国際環境技術移転研究センターの概要

設 立 平成2年3月31日

(平成3年2月1日通産大臣所管の財団法人国際環境技術移転研究センターに名称変更)

財 産 基本財産、建物財産合わせて62億円

施設概要 所在地 三重県四日市市桜町3690番地の1(平成4年10月完成)
規 模 敷地面積 10,750 m²
施設規模 地上3階 延床面積 3,525 m²
内 容 研修・研究施設、宿泊・交流施設、管理運営施設、
太陽光発電施設(10kW)

事業概要(平成20年度実績)

(1) 研修・技術指導事業

研修 中国、ベトナム、チュニジア、インドネシアなど40カ国から158名を受入れ
(総計 84カ国 2,031名) 短期研修は含まず
海外研修 中国、モンゴルの2カ国で214名に研修
(総計 9カ国 4,382名)

(2) 研究開発事業

産業公害防止産業技術開発費補助事業等 4テーマ

(3) 調査・情報提供産業事業

ベトナム CDM 事業

(4) 交流・普及啓発事業

機関紙の発行、子ども地球環境塾の開催、ICETT環境講演会の開催等、ICETTでは、1990～2008年度の間、75カ国から延べ2,031人の研修生を国内で受け入れると同時に、海外9カ国において研修・セミナーを実施し、延べ4,382人が参加した。

このなかで、四日市市からは、1993年以来、公害防止をテーマにした環境分野の研修を受託し、これまでに延べ96名の研修員が来日した。

清掃事業の概況

本市の清掃事業における収集運搬作業は、ごみ、し尿ともに昭和 41 年度から処理区域を逐次拡大し、昭和 46 年には、全市域を処理区域とした。

ごみの収集については、昭和 48 年 4 月の北部清掃工場の開設と同時に分別収集(2種分別)を実施。昭和 49 年 4 月 1 日からは、資源の再生利用と廃棄物の減量化を図るため、四日市再生資源協同組合との共同収集を採用し、昭和 53 年 10 月からは、再生可能物と粗大・不燃ごみの分別収集(3種分別)を実施し、減量化をより一層推進した。また、昭和 58 年 10 月から、可燃ごみ収集用のごみ袋を「市指定ごみ収集袋」に統一を行い、昭和 59 年 10 月には使用済乾電池を有害ごみとして指定し 4 種分別収集を実施した。また、平成 5 年 4 月には再生可能物の収集業務を四日市再生資源協同組合から(株)四日市市生活環境公社への業務委託に移行した。

ごみ処理施設の整備については、北部清掃工場のごみ焼却能力の向上を図るため、昭和 62 年 12 月に焼却炉 1 基を増設、また平成 10 年度から平成 13 年度にかけてダイオキシン対策と機能回復を目的に改修工事を実施し、工場のリニューアル化を行った。

今まで、埋立処分を行ってきた焼却灰は、廃棄物処理センター(財団法人 三重県環境保全事業団)の稼働(平成 14 年 12 月より)に伴い当センターへの搬入(溶融処理)を行っている。

埋立処分場については、昭和 45 年に供用開始された北部埋立処分場(垂坂埋立地)を、昭和 54 年 7 月閉鎖し、それに代わる埋立処分場として同年 8 月小山田地内に南部埋立処分場を開設した。この処分場は、当初の埋立予定期間(9ヶ年)を経過し、ほぼ満杯状態となったため、平成 3 年度から容量拡大のための拡張工事を行い、平成 7 年度に終了した。

平成 17 年 2 月 7 日楠町と合併後は、楠衛生センターで市内の資源物(びん)の処理を行っている。楠衛生センターのし尿処理施設は 18 年度で休止し、焼却施設についても平成 19 年度で休止した。

清掃関係予算の推移

年度	一般会計 総予算額 (千円)	清掃関係予算(千円)				前 年 度 計 比 の	前 清 掃 予 算 比 の	占 め る 割 合 に	人 件 費 の 割 合	清 掃 費 に 占 め る	そ の 他 運 営 費 の 割 合
		人件費	普通建設 事業費	その他 運営費	予算額 合計						
平成											
15	90,990,000	1,295,861	15,691	2,062,285	3,373,837	96	85	3.7	38.4	61.1	
16	95,980,000	1,162,888	33,680	2,112,880	3,309,448	105	98	3.4	35.1	63.8	
17	93,290,000	1,137,384	48,000	2,426,248	3,611,632	97	109	3.9	31.5	67.2	
18	95,400,000	1,077,844	28,333	2,471,160	3,577,337	102	99	3.7	30.1	69.1	
19	98,138,000	1,035,655	0	2,520,840	3,556,495	103	99	3.6	29.1	70.9	
20	99,848,000	1,041,416	30,296	2,585,459	3,657,171	102	103	3.7	28.5	70.7	
21	97,382,000	995,989	0	2,538,681	3,534,670	98	97	3.6	28.2	71.8	

ごみ処理事業

職員数

(平成 21 年 4 月 1 日現在)

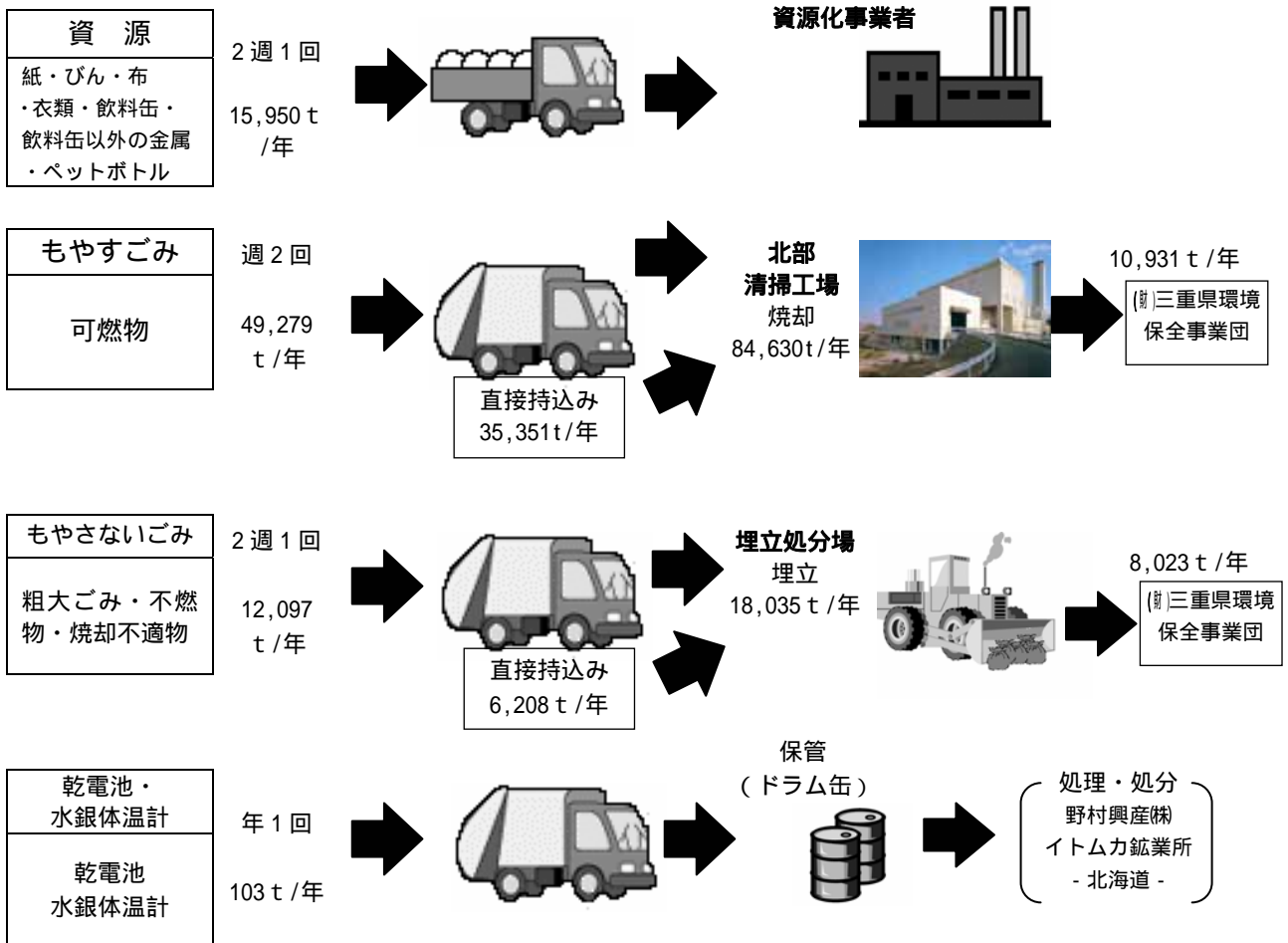
単位 人

施設名	事務	収 集		処理・処分		自動車整備士	再任用	嘱託	臨時	合計
		運転手	作業員	運転手	作業員					
南部清掃事業所	3	20	3			1	4		21	52
北部清掃事業所	3	26	11			1	5		19	65
北部清掃工場	3				20		2		5	30
南部埋立処分場	2				2			1	9	14
楠衛生センター	1								2	3
合 計	12	46	14		22	2	11	1	56	164

分別収集体制

ごみの減量化、資源の有効利用を目的とし、平成 16 年 10 月からこれまでの 4 種分別にペットボトルを加え 5 種分別収集を採用した。また、平成 17 年 2 月に楠町との合併を期に、平成 19 年 4 月からごみの呼称を変更した。一般ごみを『もやすごみ』、再生可能物を『資源』、埋立ごみを『もやさないごみ』に変更し、ペットボトル、乾電池・水銀体温計と併せ 5 種類とした。

収集・処理状況 (平成 20 年度)



市収集処理実績

年度	収集実績	処 理 実 績			
		焼却処理	構成比	埋立処分	構成比
平成 14	61,008t	48,554t	79.6	12,454t	20.4
15	61,984	48,841	78.8	13,143	21.2
16	60,535	48,246	79.7	12,289	20.3
17	62,980	51,101	81.1	11,879	18.9
18	63,280	51,197	80.9	12,083	19.1
19	62,039	49,681	80.1	12,358	19.9
20	62,376	49,279	80.3	12,097	19.7

許可業者等直接搬入処理実績

年度	一般持込実績	処 理 実 績			
		焼却処理	構成比	埋立処分	構成比
平成 14	43,527t	34,904t	80.2	8,623t	19.8
15	50,670	42,555	84.0	8,115	16.0
16	45,531	38,577	84.7	6,954	15.3
17	46,137	38,905	84.3	7,227	15.7
18	43,583	36,617	84.0	6,966	16.0
19	43,302	36,116	83.4	7,186	16.6
20	41,559	35,351	85.1	6,208	14.9

資源物収集実績

年度	収集実績	処 理 実 績						
		金属類		びん	紙類	布・衣類	ペット ボトル	乾電池・ 水銀体温計
		缶	缶以外					
平成 14	20,224t	231t	2,911t	2,461t	12,907t	1,534t	58t	122t
15	20,197	179	3,048	2,437	12,784	1,621	57	71
16	19,762	207	2,871	2,377	12,250	1,644	177	236
17	20,022	453	2,659	2,329	12,243	1,809	422	107
18	19,505	578	2,440	2,319	11,742	1,893	437	96
19	18,082	548	2,027	2,035	11,005	1,905	462	100
20	16,053	493	1,945	1,900	9,243	1,895	474	103

ごみ処理経費

年度	1t 当り経費			
	収集部門	焼却部門	埋立部門	資源物処理部門
平成 14	17,065 円	13,021 円	10,949 円	22,951 円
15	16,041	14,109	13,728	21,005
16	16,014	15,425	13,683	21,752
17	15,708	16,512	15,941	20,876
18	15,776	17,831	15,229	19,128
19	16,412	17,805	17,089	19,838
20	16,056	20,575	17,571	22,484

清掃施設

清掃事業所

名称	所在地	敷地面積	建物面積
北部清掃事業所	四日市市垂坂町 1587 番地	5,133 m ²	1,006.10 m ²
南部清掃事業所	四日市市大冶田三丁目 4 番 26 号	6,482 m ²	1,115.47 m ²

最終処分施設 南部埋立処分場

名称	南部埋立処分場
所在地	四日市市小山町 2855 番地
埋立処分場用地面積	222,773.9 m ² (内、埋立計画用地面積 134,611 m ²)
埋立容量	251 万 m ³ (廃棄物 205 万 m ³ 覆土 46 万 m ³) 平成 3 年 3 月に 127 万 m ³ から規模変更

南部処分場は、延長 900m の谷間の地形をとり入れて下流を堰堤(止水擁壁)でせきとめ、底部には汚水集水管等管渠、遮水構造物を施した埋立地構造物と、これから浸出する汚水処理する浸出汚水処理施設、雨水調整池(容量 3 万 m³)、管理棟などからできている。

焼却施設 北部清掃工場

区分		名称	北部清掃工場		
			1・2号炉	3号炉	
建設当初	所在地	四日市市垂坂町 1 5 8 7			
	敷地面積	43,331 m ²			
	竣工	昭和 48 年 3 月	昭和 62 年 12 月		
	建物構造面積	鉄筋コンクリート造(延) 3,893.99 m ² (地下 1 階、地上 3 階)			
排ガス高度処理施設整備事業	建物構造面積	鉄筋コンクリート造・鉄構造(延) 5,005.95 m ² (地下 1 階、地上 4 階)			
	着工	平成 11 年 3 月			
	竣工	平成 14 年 3 月			
	建物構造面積	タクマ S C R 型機械式連続燃焼方式	タクマ H L 型機械式連続燃焼方式		
	主な設備	・ 燃焼設備	焼却炉本体 150 t / 24 H	3 基	
			助燃装置	3 台	
・ 燃焼ガス冷却設備		ガス減温器	3 基		
・ 排ガス処理設備		バグフィルタ集塵装置	3 台		
		有害ガス除去設備	1 式		
・ 通風設備		押込送風機	3 台		
		誘引送風機	3 台		
・ 煙突		RC 造(内筒鉄板性 3 本集合型)頂上口径 1.2mφ 高さ 50m			
・ 排水処理設備					
・ 電気計装設備					

区分		名称	楠 衛 生 セ ン タ ー				
初 建 設 当	所 在 地	四日市市楠町北五味塚 1 0 8 5 - 2 0 8					
	敷 地 面 積	4,096.11 m ²					
	竣 工	平成 6 年 12 月					
排ガス高度処理施設整備事業	着 工	平成 11 年 4 月 30 日					
	竣 工	平成 12 年 1 月 31 日					
	焼 却 炉 型 式	機械化バッチ燃焼方式					
	主 な 設 備	・ 燃焼設備	焼却炉本体	15 t / 日	1 基		
			助燃装置		1 台		
・ 通風設備		押込送風機		1 台			
		二次押込送風機		1 台			
		誘引送風機		1 台			
	・ 電気計装設備						
	・ 排ガス設備	バグフィルタ		1 基			
		有害ガス除去設備		1 式			

平成 1 9 年 6 月 施設休止

車種別車両保有数

(平成 2 1 年 4 月 1 日現在)

車 種		南 部 清掃事業所	北 部 清掃事業所	南 部 埋立処分場	北 部 清掃工場	楠衛生 センター	合 計
収 集	小 型 ト ラ ッ ク	1	1	2			4
	小 型 有 蓋 車	13	16	1			30
	中 型 有 蓋 車	4	6	2			12
処 理	タイヤショベル他			1	1		2
予 備	小 型 ダ ン プ						0
	小 型 有 蓋 車	4	4				8
	中 型 有 蓋 車	2	2				4
	ブ ル ド ー ザ ー						0
	バ キ ュ ー ム 車			1			1
汚 泥	小 型 有 蓋 車				1		1
事 務 連	軽 自 動 車 他	1	1	4	1	2	9
合 計		25	30	12	2	2	71

衛生事業の概況

市営斎場・霊園の運営、畜犬登録管理等を行っている。

- ・北大谷斎場及び市営霊園の運営
- ・犬の登録及び犬猫の避妊・去勢手術費助成

斎場・墓地

1. 斎 場

(1) 北大谷斎場施設

- ・位 置 四日市市大字松本字北大谷 1986 番地 1
- ・敷地面積 27,169.92 m²
- ・延床面積 4,416.34 m² (1 階 3,714.20 m²、2 階 702.14 m²)
- ・火 葬 棟 2,559.624 m²
- ・待 合 棟 1,856.717 m²
- ・葬 祭 棟 933.97 m²(3 会場)
- ・構造規模 鉄筋コンクリート造 2 階建
- ・火 葬 炉 炉数 火葬炉 11 基、汚物炉 1 基
型式 再燃焼炉付台車式寝棺炉 (前室付)
燃料 都市ガス
- ・工 期 着工 平成元年 12 月 完了 平成 6 年 11 月
- ・総事業費 4,786,901 千円

(2) 北大谷斎場施設設備整備概要

北大谷斎場全面改築事業は、施設の老朽化と周辺環境が都市開発にともない住宅化されたことから、当該施設を周辺環境の保全を図るとともに、通夜葬儀から火葬に至る総合葬祭施設として整備した。

(3) 斎場使用料

種別	区 分	市 内	三重郡	その他市外
火葬炉	1 2 歳 以 上	5,000 円	30,000 円	50,000 円
	1 2 歳 未 満	3,000	18,000	30,000
	死 産 児	2,000	12,000	20,000
	人 体 の 一 部	1,000	6,000	10,000
	胞 衣 ・ 産 汚 物	500	3,000	5,000
待合室	洋 室 (3 0 人)	3,150	4,200	6,300
	和 室 (4 0 人)			
	洋 室 兼 会 議 室 (3 0 人)	4,200	5,250	8,400
霊 安 室		1,050	2,100	2,100

(4) 火葬・葬祭件数

年 度	北大谷斎場				北大谷葬祭場	
	市内	市外	胎盤・汚物 焼却件数	人体一部 焼却件数	市内	市外
平成 14	2,108	247	343	79	680	43
15	2,222	257	270	55	715	37
16	2,304	254	96	81	712	48
17	2,525	166	133	47	699	29
18	2,368	180	66	64	652	23
19	2,487	200	78	61	674	20
20	2,491	211	99	43	617	14

火葬件数は大人、小人、胎児の合計

2. 墓 地

市内に市営霊園は5カ所ある。

(1) 北大谷霊園

- ・面 積 52,873.38 m²
- ・区 画 数 3,320 区画 (4 m²...2,242 区画 6 m²...556 区画 8 m²...522 区画)
- ・完成年月 昭和48年2月(平成2年11月 69区画増設)
- ・事業費 184,625 千円(上記事業費2,979千円)

使用料及び管理料

区 画 種 類	使 用 料	管 理 料
4 m ² (1.6m × 2.5m)	560,000 円	年間 600 円 (又は永代分(一括払)18,000 円)
6 m ² (2.0m × 3.0m)	840,000 円	
8 m ² (2.5m × 3.2m)	1,120,000 円	

(2) 北部墓地公園

昭和53年8月に都市計画墓園事業として建設が決定され、順次造成し現在下記の区画数となっている。

区画数 6,151 区画

(2 m²...4,293 区画 4 m²...1,491 区画 6 m²...367 区画)

使用料及び管理料

区画種類	使用料	管理料(年額)
2 m ² (1.25m × 1.6m)	325,000 円	2,000 円
4 m ² (1.6 m × 2.5m)	650,000 円	4,000 円
6 m ² (2.0 m × 3.0m)	975,000 円	6,000 円

(3) その他の霊園

霊園名	敷地面積	区画数	面積別区画内訳
富田霊園	5,153.00 m ²	1,340 区画	3.3 m ² ...334 区画、2.25 m ² ...205 区画 1.44 m ² ...318 区画、0.81 m ² ...483 区画
富洲原霊園	5,076.00	1,708	3 m ² ...70 区画、3.24 m ² ...73 区画、 1.44 m ² ...272 区画、0.81 m ² ...1,293 区画
塩浜霊園	4,962.00	1,474	2.25 m ² ...251 区画、1.82 m ² ...1,223 区画、

その他の事業

1. 畜犬登録数 単位（頭）

年 度	畜犬登録数
平成 14	18,225
15	18,590
16	18,520
17	19,492
18	19,963
19	20,222
20	20,401

2. 犬及び猫の避妊・去勢手術費助成 単位（頭）

年 度	犬			猫		
	避 妊	去 勢	計	避 妊	去 勢	計
平成 14	169	49	218	412	193	605
15	116	76	192	401	177	578
16	151	90	241	352	199	551
17	174	110	284	359	258	617
18	176	133	309	408	240	648
19	160	125	285	361	223	584
20	182	179	361	435	254	689

し尿処理事業

処理人口

(単位：人)

年 度	処 理 区 分					計
	くみ取り	下水道	浄化槽	農業集落排水	コミュニティ・プラント	
平成 14	32,115	131,751	127,570	3,392	1,735	296,563
15	28,752	143,792	118,348	3,581	2,486	296,959
16	27,221	158,083	117,779	3,610	2,955	309,648
17	24,599	166,157	113,132	3,613	3,209	310,710
18	22,606	174,536	107,889	3,606	3,267	311,904
19	20,528	185,511	99,928	4,253	3,275	313,495
20	18,800	194,603	92,320	4,948	3,292	313,963

し尿収集量

(平成20年度)

委 託 20,039.2キロリットル 許 可 1,707.6キロリットル 合 計 21,746.8キロリットル

し尿処理状況

(平成20年度)

区 分	終 未 処 理		合 計
	朝明処理場	下水処理場	
委託(キロリットル)	8,477.6	12,169.1	20,646.7
許可(キロリットル)	829.2	878.4	1,707.6
合計(キロリットル)	9,306.8	13,047.5	22,354.3
構成比(%)	41.63	58.37	100.0

し尿汲取手数料

(平成21年4月1日現在)

区 分		金 額(円)		徴 収 方 法
従量によるもの	回数基本料金	くみ取り1回につき	315円	
	従量割料金	10リットルにつき	63円	

請求時において10円未満の端数が生じたときは、10円未満四捨五入した金額。

処理施設

施設名	所在地	建物、敷地面積	規模能力
日永投入槽	寿町 438 番地 1	建物 173.8 m ²	日永浄化センターへ ポンプ圧送 50 キロリットル/日
大井の川 中継貯留槽	東邦町 1 番地 2	建物 490.93 m ²	貯槽 400 キロリットル 朝明衛生センターへ転送
中継貯留槽・基地	市内 8 カ所		貯槽 合計 498.9 キロリットル
朝明衛生センター	三重郡川越町大字 高松 1508 番地	建物 3,459 m ² 敷地 21,997 m ²	水処理：高負荷脱窒素処理方式 汚泥処理：遠心脱水 + 流動床焼却 処理能力：300 キロリットル/日

し尿汲取委託料

(下段は楠地区)

年 度	14 年度	15	16	17	18	18	19
単価				117.28	120.33	122.01	123.00
10 リットル当り (円)	111.54	123.48	127.56	116.66	122.01	127.26	128.10

し尿処理経費

年 度	1k リットル当り経費 (円)		
	収集部門	海洋投棄部門	陸上処理部門
平成 14	13,913	21,558	6,406
15	14,576	69,399	6,821
16	16,745		6,156
17	15,525		6,331
18	15,824		6,477
19	16,613		7,501
20	16,902		7,231

朝明広域衛生組合

地区住民の生活環境の向上を図るため、清掃施設整備の一環として、昭和40年10月13日四日市市及び三重郡菰野町、川越町、朝日町の1市3町で一部事務組合を設置し、朝明衛生処分場を同43年3月に建設、し尿の共同処理に当たってきた。

なお、平成11年8月に新処理場の朝明衛生センターが完成し、現在稼働中である。

朝明衛生センター

- ・所在地 三重郡川越町大字高松 1508 番地
- ・処理能力 300kl / 日
- ・竣工 平成 11 年 8 月 31 日(処理棟は平成 10 年 10 月から稼働)
- ・建設費 6,481,666 千円